

12－(3) 県公害防止条例に基づく特定施設及び規制基準

① 特定施設（県公害防止条例施行規則第5条）

番号	用 途 区 分	施 設 名
1	獣畜，魚介類又は鳥類の臓器，骨皮，羽毛等を原料とする飼料又は肥料の製造の用に供するもの	(1)原料置場 (2)蒸解施設 (3)乾燥施設
2	菌体かす又はでん粉かすを原料として飼料又は肥料等の製造の用に供するもの	(1)原料置場 (2)乾燥施設
3	パルプ又は紙製造の用に供するもの	(1)蒸解がま (2)薬液回収施設
4	鶏糞乾燥を業とする者が用いるもの	鶏糞乾燥施設
5	でん粉製造の用に供するもの	かすだめ

② 規制基準（県公害防止条例施行規則第7条）

号	区 分	構造等に関する基準
1	番号1及び番号2の項に掲げる施設	次の各号に該当すること (1)工場等は，悪臭が漏れにくい構造の建物とすること。 (2)原材料及び製品等は，悪臭が漏れにくい密封された施設に貯蔵すること。 (3)施設は，密閉構造とし，燃焼法，吸収法若しくは洗浄法又はこれと同等以上の脱臭効果を有する方法で処理すること。
2	番号3の項に掲げる施設	次の各号に該当すること (1)工場等は，悪臭が漏れにくい構造の建物とすること。 (2)施設は，密閉構造とし，燃焼法若しくは洗浄法又はこれと同等以上の脱臭効果を有する方法で処理すること。
3	番号4の項に掲げる施設	次の各号に該当すること (1)工場等は，悪臭が漏れにくい構造の建物とすること。 (2)原材料及び製品等は，悪臭が漏れにくい容器に収納し，又はカバーで覆う等の措置を講ずること。 (3)施設は，密閉構造とし，燃焼法若しくは土壌酸化法又はこれと同等以上の脱臭効果を有する方法で処理すること。
4	番号5の項に掲げる施設	次の各号に該当すること (1)かすが外部に流れ出ないように，囲いを設けること。 (2)悪臭が外部に漏れないように，カバーで覆う等の措置を講ずること。